

スタートアップ等新技术検証事業実施要領

令和 8 年 8 月 6 日 制定

商工観光労働部企業振興課

(趣旨)

第 1 条 この要領は、スタートアップ等新技术検証事業の実施について、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）及びスタートアップ等新技术検証事業費補助金交付要綱（令和 8 年 7 月14日定め。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 中小企業の成長促進を目的に、革新的な技術により成長を目指すスタートアップ企業が行う、大手企業その他の事業者等（以下「連携先」という。）と連携した自社の新技术の検証を支援する。

(対象事業)

第 3 条 要綱第 1 条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内の事業所において、連携先と連携して行う自社の新技术の検証に係る事業とする。

2 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する年度の 2 月28日までとする。

(補助対象経費の取扱い)

第 4 条 要綱第 3 条及び別表に規定する補助対象経費は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 物品費

- ① 設備備品費に該当する機械装置、工具器具の購入は、耐用年数 1 年以上かつ取得価格が10万円以上のものとする。ただし、消耗品等を組み合わせて自ら製作する場合で、耐用年数が 1 年以上かつ取得価格の合計が10万円以上となる場合も、設備備品費として計上するものとする。
- ② 汎用性の高い機械装置及び工具器具（パソコン、デジタルカメラ等）は補助対象外とする。
- ③ 機械装置、工具器具の加工等の外注に要する経費は、設備備品費に計上するものとする。
- ④ ソフトウェア（ライセンス契約に要する費用を含む。）については、機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するものは設備備品費として計上するものとする。
- ⑤ 消耗品費に該当する物品の購入は、耐用年数 1 年未満又は取得価格が10万円未満のものとする。この場合において、耐用年数 1 年未満とは、使用によりその効力を失うものを含むものとする。

(2) 委託料・実証連携費

- ① 委託料・実証連携費は、原材料等の加工、設計、分析、試験、調査等を、連携先（連携先の機器を使って補助事業者が自ら行う場合を含む。）に対して支払う経費、又は委託先（委託先の機器を使って自ら行う場合を含む。）に対して支払う経費とする。
- ② 委託料・実証連携費の補助対象となる上限は、補助対象経費総額の 2 分の 1 を超えない額までとする。

(3) 消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

(連携先の要件)

第5条 補助事業者は、連携先と連携して自社の新技術の検証に取り組むものとし、連携にあたっては次の要件を満たすものとする。

(1) 補助事業者が行う新技術の検証において、連携先による技術実証又は技術指導が、補助事業の重要な要素として位置づけられていること。

(2) 補助事業者は、連携先との役割分担、連携内容及び連携の必要性を事業計画書（要綱別記様式第1号）に明記すること。

(事業の採択)

第6条 補助事業の採択にあたっては、企業振興課（以下「事務局」という。）において、次条に定める確認項目への適合を確認し、これを満たす申請を、予算の範囲内で採択するものとする。

2 事務局は、確認にあたり必要と認める場合は、申請者に対し追加資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、外部の有識者等の意見を聴くことができる。

(確認項目)

第7条 前条の確認項目は、次のとおりとする。

確認項目	適合の基準
目的適合性	実証の目的が本事業の趣旨に合致していること
技術の新規性・優位性	実証しようとする新技術に新規性・革新性があり、既存技術・競合技術と比較して優れている点（自社のコア技術・強み）が明確に示されていること
連携の妥当性	連携先との連携の必要性・内容が適切であること 連携先が特定の業界において、技術・規模等の優位性を有していること
成果目標の明確性	得られる効果・成果目標が具体的（可能な限り数値的）に示されていること
事業化計画	事業終了後の事業化・社会実装の見通しが示されていること
実現可能性	スケジュール、実施体制、経費が妥当で実現可能であること

2 採択は次の各号により行う。

(1) 募集期間内に受け付けた申請のうち、前項の確認項目のすべてに適合するものを採択の対象とする。

(2) 適合する申請の補助金申請額の合計が予算額を超える場合は、事務局において前項の基準をそれぞれ5段階評価により採点し、評価点の高い順に予算の範囲内で採択する。

(3) 一部の項目に軽微な不備がある場合は、事務局は申請者に補正を求めることができる。

(事業の着手時期及び完了時期)

第8条 補助事業の着手時期及び完了時期は、次のとおりとする。

(1) 着手時期は、交付決定通知日以降とする。

(2) 完了時期は、交付決定の日の属する年度の2月28日までとする。

(事業化状況等報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年度の終了後30日以内に、補助事業の成果に係る過去1年間の事業化状況等について、報告書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業者に対し、前項のほか必要に応じて報告を求めることができる。

(成果の発表)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に新技術検証の成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(取得財産の管理及び使用状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記様式第2号）を作成し、管理するとともに、要綱第11条に規定する実績報告の際にその写しを添付しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第12条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に届出書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(他の補助事業との重複)

第13条 この補助事業以外の補助事業との重複は認めない。

附 則

この要領は、令和8年8月6日から施行する。

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度スタートアップ等新技术検証事業費補助金に係る 年度事業化状況等報告書

年 月 日付け ー をもって交付決定のあった標記補助事業について、スタートアップ等新技术検証事業実施要領第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり 年度の事業化状況等を報告します。

記

1 事業のテーマ

2 事業化の状況等について

区分	内容
事業化状況	1 技術開発・試作品開発を継続している。 2 販路・取引先を探している。 3 発注を受けている。 4 販売実績がある。 5 その他（ ）
(追加又は応用) 研究開発の状況	内容（補助事業との関連性、国等の支援制度の活用の有無等を含む。） 成果
今後の見通し	事業化の時期 売上目標

3 売上げ・資金調達実績について

(1) 売上げ（直近 1 年間の事業年度分）

製品の名称	販売等の数量	単価（円）	合計金額

(2) 補助事業の実施期間中及び実施後における資金調達の状況

調達時期 (年月)	調達方法	調達先	調達額 (円)	補助事業との関連

※ 「調達方法」の欄は、増資（第三者割当等）、融資、社債、補助金・助成金、クラウドファンディング、その他の別を記入すること。

※ 「補助事業との関連」欄には、当該資金調達と補助事業との関係を記入すること
(記入例：補助事業で検証した技術の事業化・量産化に向けた資金として調達 等)

(3) 資金調達の累計額

円 (うち補助事業実施後の調達額

円)

注) この報告書は、事業効果等を把握するために提出していただくもので、集計した数値等を公表することがありますが、個別の報告内容（企業名、売上高、資金調達額等）を公表することはありません。

文 書 番 号

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

名 称

代表者氏名

年度スタートアップ等新技术検証事業費補助金に係る産業財産権等の取得等届出書

年 月 日付け ー をもって交付決定のあった標記補助事業の産業財産権の出願等について、スタートアップ等新技术検証事業実施要領第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業のテーマ
- 2 種類（産業財産権等の種類及び出願・登録番号等）
- 3 出願又は取得年月日
- 4 内容
- 5 相手方及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

注）この届出書は、事業効果等を把握するために提出していただくもので、個別の届出内容（企業名、出願内容等）を公表することはありません。